

「川辺川の流水型ダムに関する環境影響評価レポート」  
に対する環境大臣意見

川辺川ダム建設事業（以下「本事業」という。）は、国土交通省九州地方整備局（以下「事業者」という。）が、球磨川水系川辺川の熊本県球磨郡相良村から五木村にまたがる範囲において、球磨川流域における洪水被害の防止又は軽減を目的として、重力式コンクリートダムを建設する事業である。

本事業の計画の具体化に当たっては、事業者において、環境への影響の最小化に向けて、従来の貯留型ダムの技術を反映するとともに、通常時は水を貯めないため、上下流の河川の連続性の確保が可能であるという流水型ダムの長を踏まえた検討が行われている。具体的には、アユ、ニホンウナギ、サクラマス（ヤマメ）等の魚類にとっての河川の連続性を確保するため、河床部放流設備の呑口敷高をダムサイト下流の早瀬の高さにあわせること、アユの生活史、九折瀬洞の生態系、冠水する樹木への影響等を総合的に判断した試験湛水開始時期を検討すること、試験湛水期間を短縮すること、試験湛水後の生態系の回復を促進することといった工夫を実施することとされている。

対象事業実施区域を流れる川辺川には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に基づき国内希少野生動植物種（以下「国内希少種」という。）に指定されているクマタカの生息・繁殖が確認されており、九折瀬洞には、ニホンコキクガシラコウモリ等のコウモリ類、「環境省レッドリスト2020」（令和2年3月環境省）において絶滅危惧IB類に分類されているツヅラセメクラチビゴミムシ等の昆虫類等からなる特殊な洞窟生態系が成立している。

以上を踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講ずること。

## 1. 総論

### （1）調査・予測・評価の再実施

本事業については、長期にわたる工事が予定されていることから、本事業の実施までに対象事業実施区域及びその周辺の自然環境等に変化が生じる可能性がある。このため、工事着手前又は工事中に、現段階で予測し得なかった環境変化が生じた場合には、その変化の状況に応じ、最新の知見等に基づき、調査、予測及び評価を改めて実施し、必要に応じ、適切な環境保全措置等を講ずること。

### （2）地域住民等への説明及び関係機関との連携

本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置等の内容について、関係機関等と調整を十分に行い、工事期間が長期にわたることを含め、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

### (3) 事後調査等について

- ア 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置等を適切に講ずること。
- イ 上記の追加的な環境保全措置等の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。
- ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境影響に応じて講ずる環境保全措置等について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、環境保全措置等を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。
- エ 本事業では工事が長期にわたることから、報告書の作成とは別に、工事中において上記のア及びイの検討内容や結果について適切な時期に公表すること。さらに、供用後においても、環境保全措置、事後調査、環境監視の結果等の公表に努めること。

## 2. 各論

### (1) 動植物及び生態系

本事業においては、建設工事の実施並びに試験湛水及び洪水調節時の湛水に伴い、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているクマタカの生息・繁殖への影響が懸念される。また、試験湛水に伴い、ニホンコキクガシラコウモリ等のコウモリ類や「環境省レッドリスト 2020」において絶滅危惧 IB 類に分類されているツヅラセメクラチビゴミムシ等の昆虫類等からなる特殊な洞窟生態系が成立している九折瀬洞への影響が懸念される。さらに、試験湛水に伴いダム洪水調節地が一定期間冠水することで、枯死に伴う植生の変化が生じ、そこに生息・生育する重要な動物及び植物の生育環境に適さなくなる等の生態系の変化が懸念される。

このため、これらの動植物及び生態系に係る環境への影響を低減する観点から、専門家の助言を得ながら、以下の措置を講ずること。

- ア クマタカの生息・繁殖状況を踏まえ、工事時期の調整、コンディショニング等の環境保全措置等を適切に実施すること。
- イ 試験湛水時に九折瀬洞の洞口前面に防水擁壁を設置する場合は、コウモリ類の洞内外の移動が維持されるよう、防水擁壁の構造等を引き続き検討し、環境保全措置等を適切に実施すること。
- ウ 試験湛水及びダム供用後にダム洪水調節地内において堆積する SS 成分の動態及びその後の降雨での流出量について、引き続き検討し、ダム洪水調節地内及びダム下流における生態系の保全に向けた環境保全措置等を適切に実施すること。
- エ 試験湛水後のダム洪水調節地内において、動植物の生息・生育状況を調査し、既存の重要な動植物の生息・生育環境となる植生の回復が円滑に行われるよう、必要に応じて、重要な動植物の移植・播種・撒き出し、植生の回復に向けた植栽等の環境保全措置等を適切に実施すること。
- オ 重要な動植物及び生態系について、事後調査等を適切に実施するとともに、こ

れらに対する重大な影響が認められた場合は、追加的な環境保全措置等を実施し、自然環境の保全に十全を期すること。

## (2) 人と自然との触れ合いの活動の場

ダム洪水調節地内には、人と自然との触れ合いの活動の場として川遊び、カヌー、釣りが行われている地点が存在しており、試験湛水による一定期間の冠水、洪水調節による一時的な冠水により、これらの人と自然との触れ合いの活動の場への影響が生じることから、事業者において、ホタルの生息環境の整備、施設の移転等、試験湛水及び洪水調節後の施設の維持管理等の必要な環境保全措置等を実施することとしている。

このため、試験湛水による一定期間の冠水、洪水調節による一時的な冠水によって利用ができなくなるダム洪水調節地内の施設の移設や維持管理等について関係機関や地域住民と協議を行い、人と自然との触れ合いの活動の場の確保に努めること。

## (3) 廃棄物等

本事業の施工により建設発生土、コンクリート塊、アスファルト塊、脱水ケーキ、伐採木等の廃棄物等が約 203.9 万 m<sup>3</sup>発生すると予測されており、種類ごとにダム洪水調節地内盛土等での再利用、中間処理施設での再生利用、盛土材・埋め戻し材等としての再利用及び有価材としての売却やチップ化等を行った上での再利用をすることとされているため、これらの廃棄物等の発生により生ずる環境への負荷を低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 工事及び処分の詳細計画の策定に当たっては、これらの廃棄物等の発生抑制に努め、可能な限り適切に有効利用すること。

イ 本事業における伐採の詳細計画を策定するに当たっては、可能な限り、伐採範囲を縮小し、伐採量を低減した上で、伐採木の有効利用に努めること。